



問い合わせ先
第七管区海上保安本部
海洋情報部 監理課専門官 並木
Tel 093-321-2931 (内線: 2511)

第七管区海上保安本部
平成28年5月25日

「世界水路の日」記念展を開催します ～私たちの生活を支える海の調査～

6月21日は「世界水路の日」です。この「世界水路の日」は、平成17年、国連総会において採択されたものです。

本年の「世界水路の日」のテーマは「海洋管理に不可欠な水路業務」であり、水路業務の多様性、重要性の理解促進を図ることになっています。

今般の展示では、当庁で実施している海の水深、潮汐、潮流等の調査成果が、航海の安全のみならず、海底資源開発等海洋の利用・開発、環境保全や防災等に資するものであることを理解して頂くためのパネル等を展示します。

また、船舶の安全運航を通じて地域の経済を支えていることを理解して頂くため、北九州市洞海湾の海図の変遷を展示します。

なお、この展示は公益社団法人西部海難防止協会の協力を得て「関門海峡らいぶ館」にて実施します。

■ 開催日時

6月3日（金）～6月26日（日）
午前9時～午後6時
（9日、23日休館）

■ 開催場所

「関門海峡らいぶ館」フロアー
北九州市門司区西海岸1-6-2
（旧三井物産ビル1階）

■ 主な展示物

別添参照

■ その他

入館無料



世界水路の日 World Hydrography Day

6月21日は「世界水路の日」です。

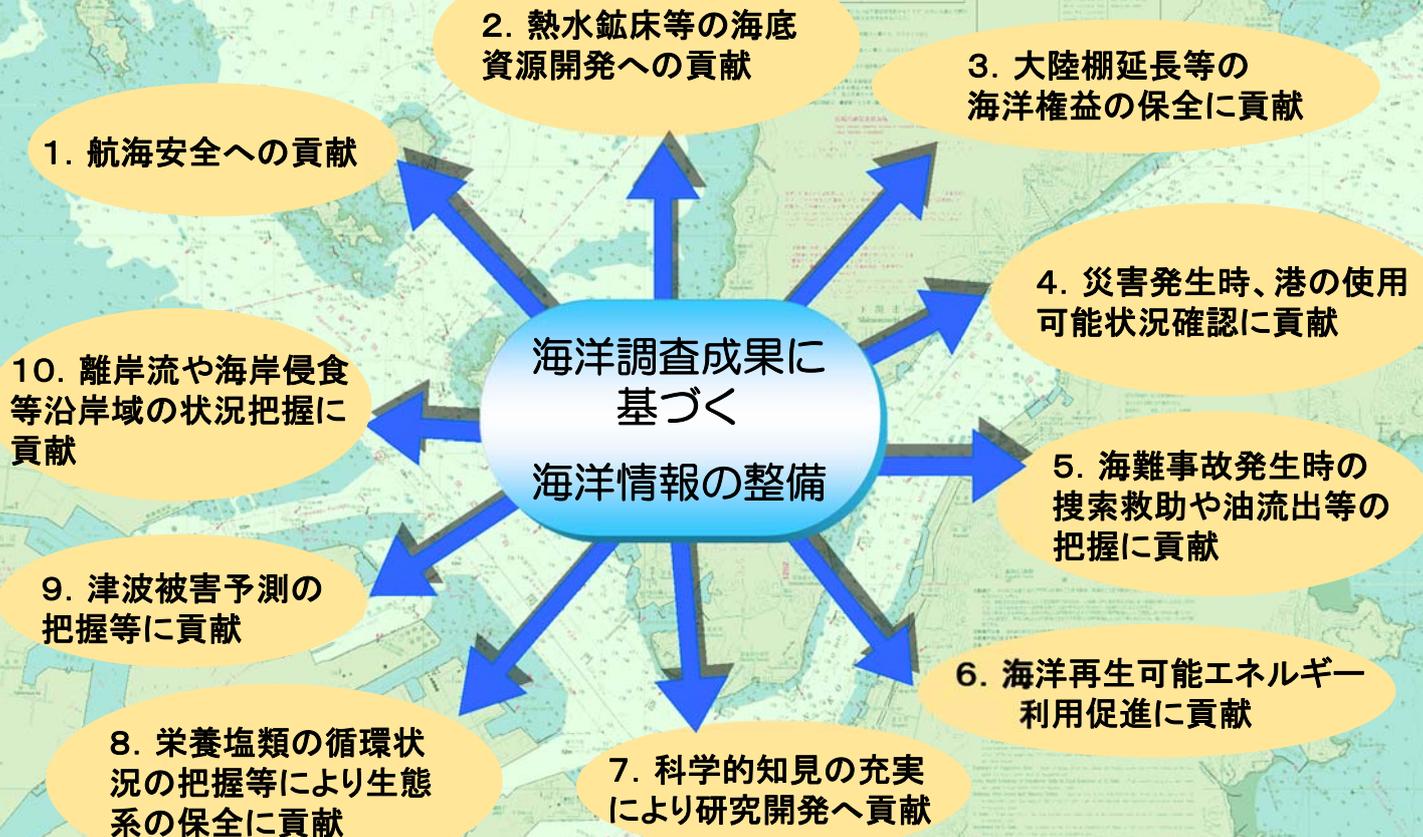
由来：1921年（大正10年）6月21日の「国際水路機関（IHO）」
設立を記念し、平成17年の国連総会で採択
(※ IHO・・・International Hydrographic Organization)

目的：船舶交通の安全に不可欠な海図の刊行などの水路業務の
重要性を広く一般の人々に啓発

2016年「世界水路の日」テーマ

「海洋管理に不可欠な水路業務」

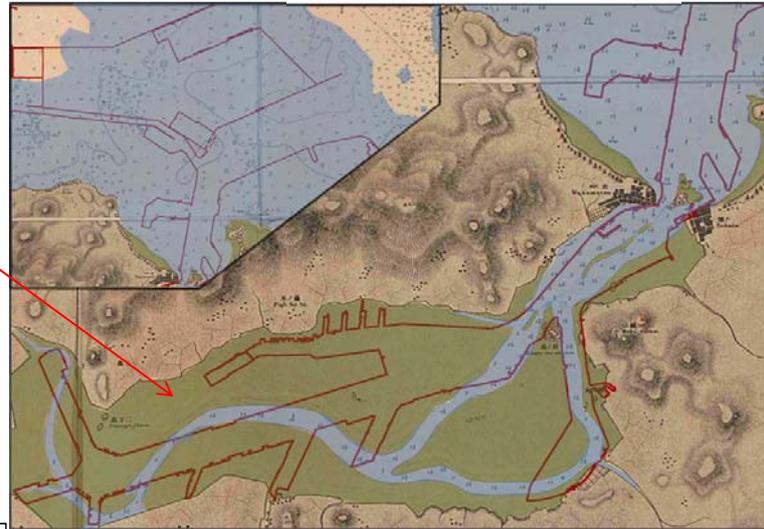
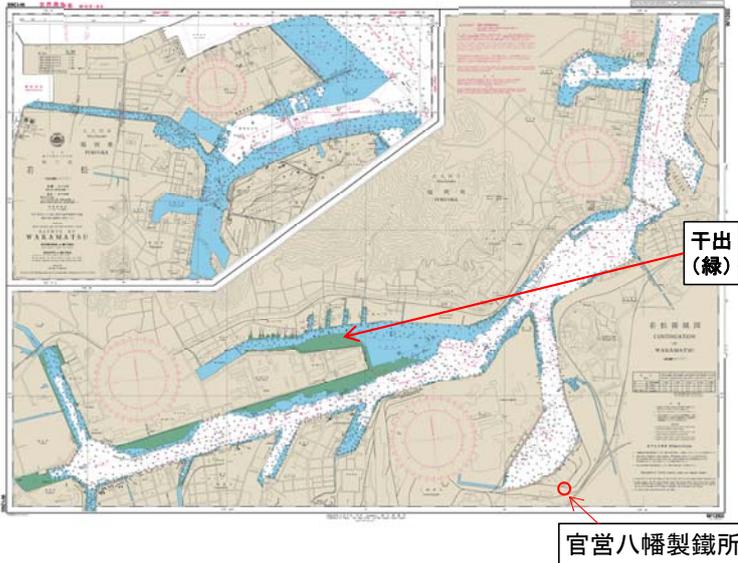
水路業務によって得られる海の水深、潮汐、流れなどの調査データや、海図などの成果物は、航海安全だけでなく、資源開発、防災、環境保全といった、海洋を適切に管理し十分に利活用するための様々な活動に必要な不可欠な基礎情報となります。



洞海湾(関門港若松、若松接続図)の海図

平成28年刊行

明治18年刊行



現在の海図では、航路(白い部分)の浚渫が行われ、埋立が進み、海岸線が大きく変化しています。

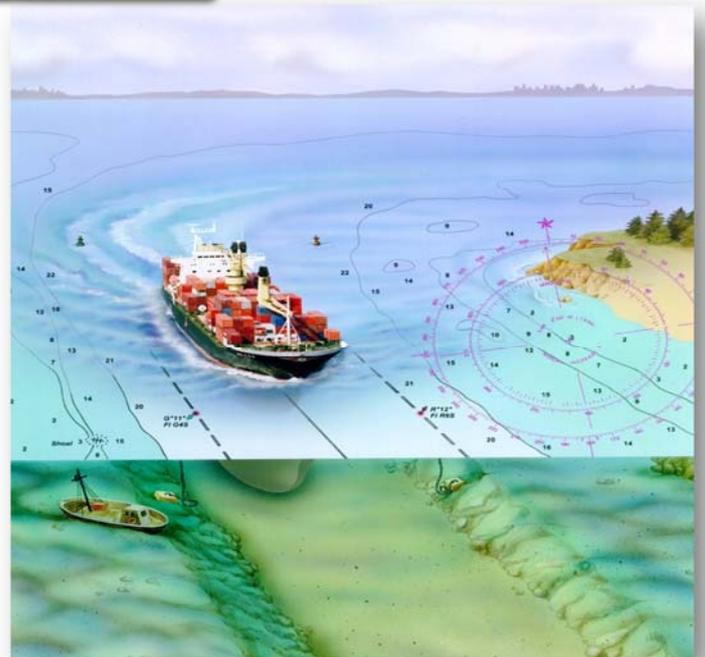
明治時代は、干出(緑色の部分)が洞海湾の全域に広がっていたことがわかります。航路や海岸線の埋立はあまり見られません。
(現在の海岸線:赤線)

水路を拓く



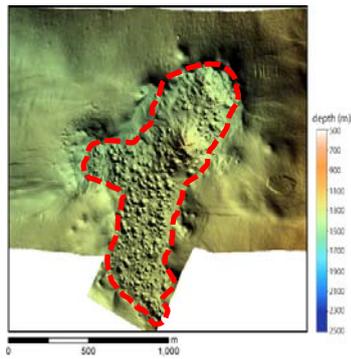
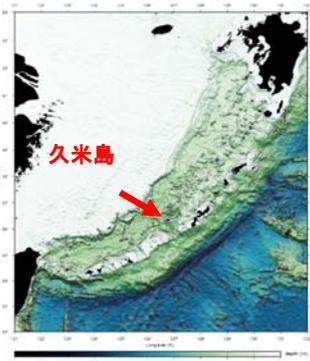
洞海湾は、浚渫工事を行い、海の道(航路)を開発したことがわかります。しかし、浚渫だけでは海底の状況を把握することはできません。

水路測量により水深を測り、**海図等**により**情報提供**することで初めて**船舶が航行すべき路が開かれる**のです。

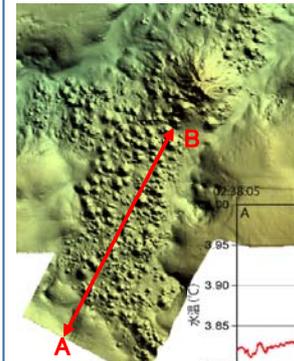


～久米島沖に国内最大のチムニー群を発見～

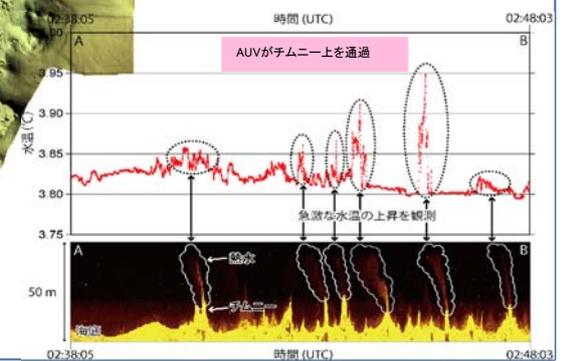
平成26年6月～7月に沖縄県久米島沖においてAUVによる海底地形調査を実施し、水深約1400mの海底に、これまで日本周辺で知られている中で最大規模のチムニー群を発見しました。



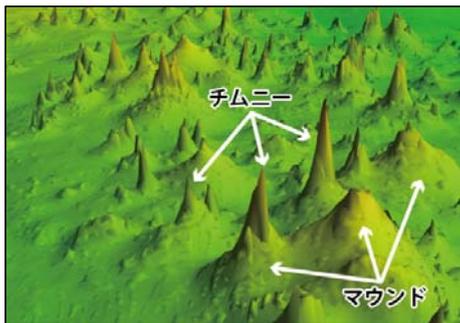
チムニー群の分布域
約0.45 km²
東京ドーム約10個分



水温のデータ

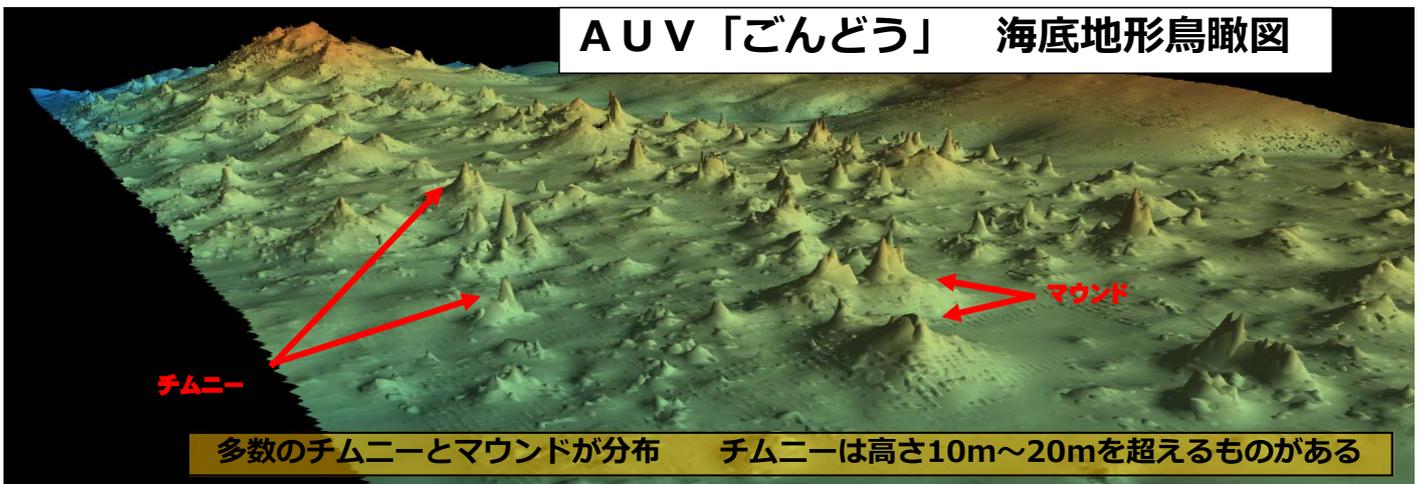


AUVがチムニー上を通過したときの
サイドスキャンソナー音響画像と水温記録
記録は上左図のA-Bに対応



北東(上図の矢印方向)から見た
海底地形鳥瞰図(起伏の拡大率1倍)

AUV「ごんどう」 海底地形鳥瞰図



熱水に解けている金属が海水と反応し、沈殿することによって形成された煙突状の地形。熱水にとけている銅、鉛、鉄等の金属が低温の海水と反応して沈殿することにより形成されたもので、煙突状に突き出た高まりを「チムニー」円錐状の高まりを「マウンド」といいます。希少金属等海底資源の開発が期待されます。

※自律型潜水調査機器(AUV): Autonomous Underwater Vehicle の訳。海底近傍まで潜航のうえ、プログラムされた経路を自動航走しながら、精密な地形などのデータを取得することができる無人の調査機器

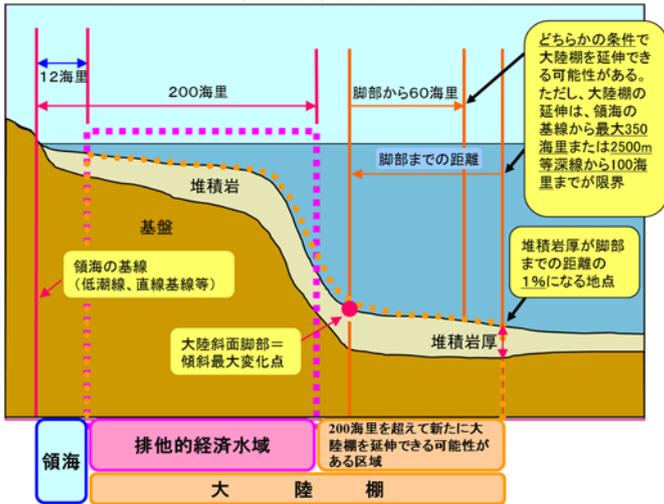
3. 大陸棚延長等の 海洋権益の保全に貢献



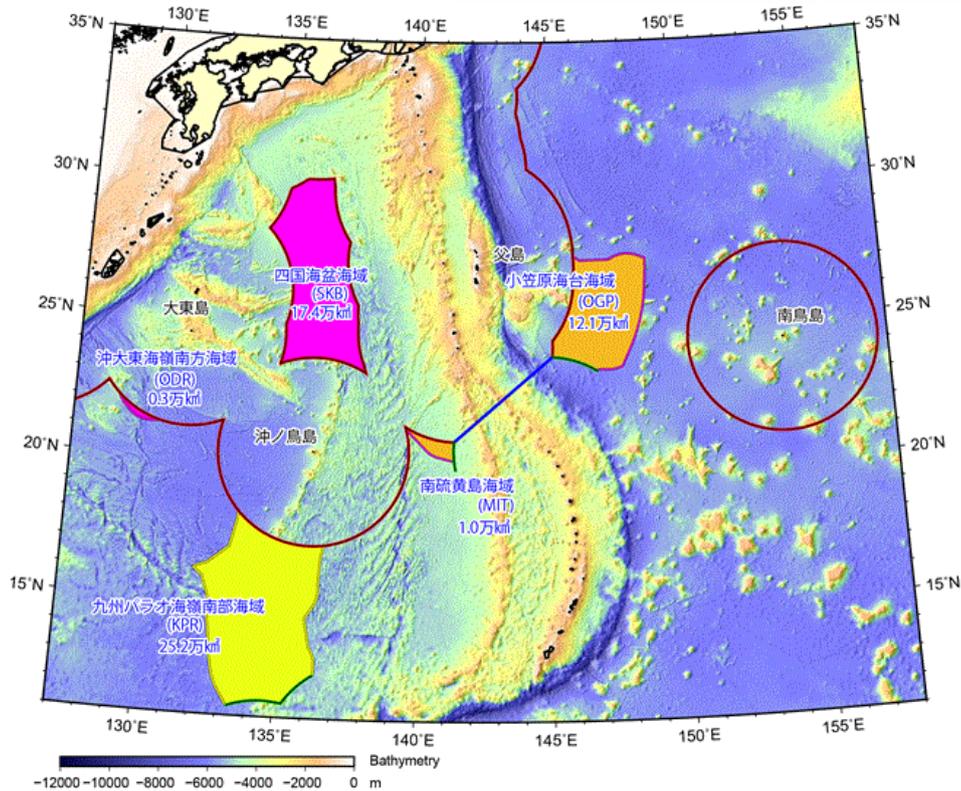
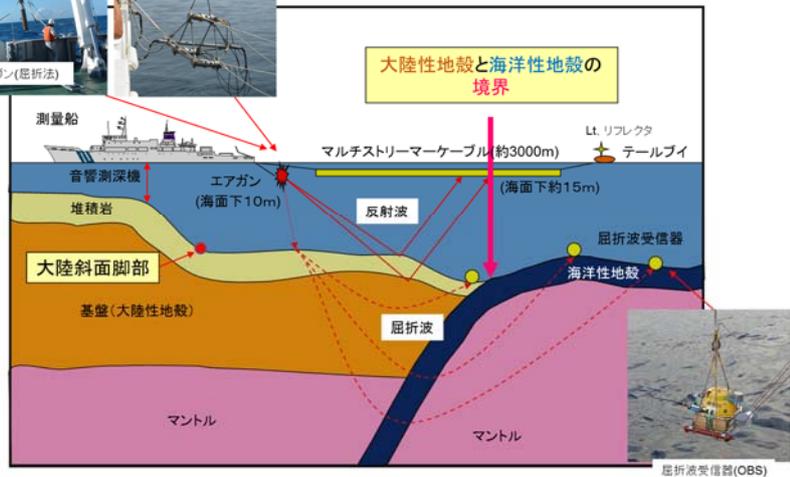
国連海洋法条約では、原則として領海の基線から200海里(約370km)までを「排他的経済水域」として、沿岸国が海域並びに海底及び海底下を探索し、天然資源を開発する主権的権利を有しています。加えて、海底の地形や地質が一定の条件を満たす場合には、200海里を超えて海底及び海底下に主権的権利を有する「大陸棚」を、延長することが認められています。

海上保安庁では、測量船により、昭和58年から平成20年6月までに約25年をかけ、108万km(地球27周分)もの調査を実施し、平成20年11月に大陸棚の延長を国連に申請し、平成24年4月に我が国に対して約31万平方kmの大陸棚の延長を認める勧告が発出されました。これを受け、我が国では、大陸棚の延長が認められた海域のうち、四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域の範囲を定める「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二項の海域を定める政令」が平成26年10月1日に施行されました。

海洋法条約(1982年)による大陸棚の定義



科学的な調査を実施



- 政令を制定した海域(※.1)
 - 関係国との調整が必要な海域
 - 審査が先送りされた海域(約25万平方km)
- 延長が認められた海域(約31万平方km)

● ※.1 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号が規定する海域

